

企業会計基準委員会 御中

「実務対応報告公開草案第2号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に関してコメントを申し上げます。

代行返上との関係

（将来分の）代行返上は、「終了」の一形態と理解して良いことを明示していただきたいと考えます。このことは、期首の将来分の代行返上が損の場合は、前の期に計上すべきか否かという疑問を含みます。

たまたま我国の会計基準を審議する組織形態の変更のハザマにかかったために、「代行返上」については、日本公認会計士協会が実務指針の改定の形で公表し、「終了」については、企業会計実務委員会が適用指針の形で公表していますが、この辺りの取り扱い範囲が、一般によく理解されていないことも一因と思います。

認可との関係

将来分の代行返上について、経過措置を適用する場合は、「認可の日」に処理をすることとされています。この「認可の日」は、本公開草案で述べられている「改定日」「施行日」と如何なる関係にあるか明示していただきたいと考えます。

このことに関連して、次のような疑問が生じます。現在、厚生年金基金においては、代行返上にかかわらず、あらゆる変更は基金から厚生労働大臣への申請・認可によって行われます。申請は事前を原則とします。事前とは、施行日より前との意味です。認可は最近では遅くなることが多く、施行日から半年・一年とかかるケースもあるのが実態です。このことは好ましいこととは思えませんが、実態を理解した上で会計上の取り扱いを審議する必要はありましょう。（ただし、一般的な変更と異なり、代行返上や基金解散の場合は、国の年金との関係があることから、申請と認可は同月中に行われることが想定されます。）申請にあたっては、基金においてその最高意思決定機関である代議員会で議決がされます。代議員会の前には、当然、企業と従業員（組合）の間での説明・議論・合意がなされている訳です。これらの実態を考えると、「事実上の合意日」「代議員会の議決日」「申請日」「施行日」「認可日」が存在します。これらが、本実務指針で述べられている「改定日」「施行日」と如何なる関係にあるか明示していただきたいと考えます。

私見では、将来分の代行返上は、本来の代行返上（過去分の返上）に先立って認可があることに着目して「認可の日」としているのであって、具体的な処理としては、「施行日」で行うことを意味しているのではないかと考えています。国の年金との関係は、月単位で掛金・給付の属性が決まります。従って、同一月中の日の区別は重要性が乏しく、その意

味からは、代行返上や解散に関しては、「認可の月」というような認識がむしろ実態に即しているように思います。

住友信託銀行 年金信託部 藤井康行